

## 第4編 伊那中央行政組合一般職の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

### 伊那中央行政組合一般職の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

昭和38年6月4日

条例第8号

改正 昭和41年3月10日 条例第9号 平成28年3月31日 条例第5号  
平成10年4月1日 条例第1号  
平成15年4月1日 条例第1号  
平成18年3月31日 条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休暇等の準用規定等)

第2条 職員の勤務、休暇等については、伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成18年伊那市条例第31号）並びに、伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則（平成18年伊那市規則第24号）を準用し、同条例、規則中「市長」とあるのは「組合長」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、伊那市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則第5条に定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

(1) 伊那中央病院における次に掲げる当直勤務

ア 救急の外来患者及び入院患者の症状の急変等に対応するための医師の当直勤務

イ 看護業務の管理又は監督のための看護師長等の当直勤務

ウ 救急の外来患者及び入院患者に関する救急の看護業務、薬剤業務、放射線業務、検査業務の処理等のための当直勤務

エ 救急の外来患者及び入院患者に関する救急の事務処理等のための当直勤務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年3月10日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月25日から適用する。

附 則（平成10年4月1日条例第1号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日条例第1号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日条例第8号抄）

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

#### 第4編 伊那中央行政組合一般職の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。